

長崎北陽台高校

自動販売機設置業者の募集について

契約期間 令和8年度から1年間

販売品目 ペットボトル飲料、紙パック飲料、
栄養補助食品

申込期間 令和8年3月3日～令和8年3月16日

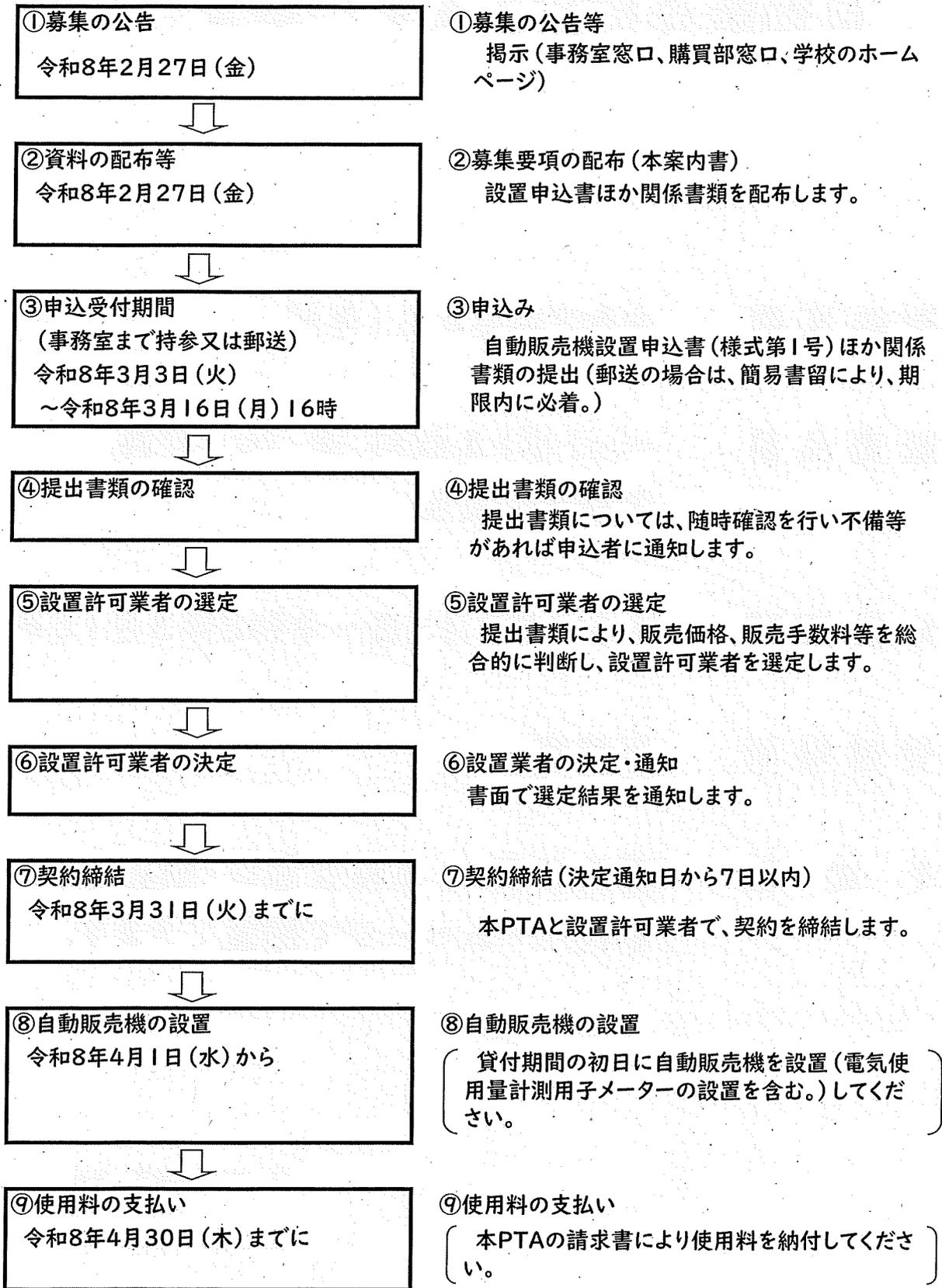
受付場所 事務室

その他 募集要項は、事務室窓口・購買部窓口、
本校ホームページで閲覧できます。

【担当】事務室 兼松

TEL 095-883-6843

< 募集から設置許可までの流れ >



自動販売機設置業者募集要項

令和8年2月

長崎北陽台高等学校 PTA

自動販売機設置申込要領

長崎県立長崎北陽台高等学校PTAでは、下記により自動販売機(飲料等)の設置を希望する方の募集を行いますので、次の各事項を承知した上で申し込んでください。

I 募集に関する事項

(1) 設置許可を行う物件

- ① 施設名 長崎県立長崎北陽台高等学校
- ② 所在地 長崎県西彼杵郡長与町高田郷3672
- ③ 設置箇所等

【設置箇所】	【物件番号】	【現在の販売種別】	【台数】	【設置スペース(幅×奥行き)m】
・B-C棟間渡り廊下西側	中央	2	紙パック	1台 自販機 1.2×0.88 回収ボックス0.45×0.88
	南側	3	PET	1台 自販機 1.2×0.88 回収ボックス0.45×0.88
・A-D棟間渡り廊下東側	中央	5	紙パック	1台 自販機 0.97×0.9 回収ボックス0.45×0.9

使用済み容器の回収ボックス(以下、「回収ボックス」という。)は設置スペース内(自動販売機との壁の隙間)に1個設置するものとします。

(2) 設置許可期間

令和8年4月1日から1年間とします。

ただし、自動販売機の設置箇所について県の使用許可が得られない場合は無効とし、これに伴ういかなる費用負担も本PTAは負わないものとします。

(3) 用途

自動販売機(飲料・栄養補助食品)の設置に限るものとします。

(4) 販売手数料

自動販売機の毎月の売上額に設置申込書に記載した販売手数料率を掛けた額を納入するものとします。

(5) 使用料

使用料は、架台を含めた設置面積の実測により、本PTAが長崎県に支払う額と同じ額を4月末までに支払うものとします。

※参考(令和2年12月25日改正の長崎県の自動販売機等使用料基準)

設置面積(m ²)	単位	基準使用料【屋内(土地・建物)】
0.5m ² 以下のもの	1台年額	4,100円
0.5m ² を越え1.0m ² 以下	1台年額	8,200円
1.0m ² を越え1.5m ² 以下	1台年額	12,300円
1.5m ² を越えるもの	1台年額	12,300円に0.1m ² を増す毎に820円を加算した額

使用料は、上表の基準使用料+町村地域加算10%+消費税及び地方消費税となります。

(6) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

別紙「自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項」のとおりとします。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、一般競争入札への参加が制限された者で当該制限が決定された日から2年を経過していない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用するものでないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号の規定に該当しないものであること。
- (4) 無差別大量殺人行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例(平成21年長崎県条例第72号)第9条第1項の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者でないこと。
- (6) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。
- (7) 自動販売機の設置及び運營業務について、3年以上の実績を有していること。
- (8) 長崎県税及び本PTAへの納付金に関し、未納がないこと。
- (9) 下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること。

3 応募・申込

応募を希望される方は、事前に設置申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に設置申込書等の関係書類を下記受付場所に提出してください。

(1) 関係書類の配付・受付期間及び場所

期 間	場 所
令和8年2月27日(金)から 令和8年3月16日(月)まで	長崎北陽台高等学校 事 務 室

※土・日曜日、祝日を除く
9:00~16:00

(2) 提出方法

持参または郵送【簡易書留】により受付期間内に提出すること。

(3) 提出書類(提出部数各1部)

	提出書類	法人	個人	備考
①	自動販売機設置申込書(第1号様式)	○	○	③、④及び⑥の書類は、 応募申込日から1カ月 以内に発行されたもの (その写しても可)に限り ます。また、⑧の書類は、 その写しても可としま す。
②	誓約書(第2号様式)	○	○	
③	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明)	○		
④	住民票		○	
⑤	使用印鑑届(第3号様式)	○	○	
⑥	長崎県税に関する納税証明書(未納がない証明)	○	○	
⑦	自動販売機設置の実績を証明する書類(任意様式)	○	○	
⑧	設置する自動販売機及び回収箱の寸法のわかるカタログ等 及び配置予定図(平面図)	○	○	

4 現場説明

現場説明は実施しませんので、事前に対象物件をご自身で確認し、現況を熟知した上で申し込んでください。

5 設置業者の決定

提出書類を総合的に評価し決定します。

6 提出書類の確認

提出された書類は、随時、確認を行い、不備等があれば申込者に通知します。

なお、書類提出後に長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要項に基づき排除措置を受けた場合、応募資格を取り消すこととします。

7 このお知らせに関するお問い合わせ先

長崎県立長崎北陽台高等学校 事務室

電話 095-883-6843

(参考データ R7.5.1現在)

生徒数 828人 職員数 61人

自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

1 設置場所

- (1) 施設名 長崎県立長崎北陽台高等学校
- (2) 所在地 長崎県西彼杵郡長与町高田郷3672
- (3) 設置箇所等(別紙「自動販売機設置箇所図」参照)

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積(使用済み容器回収ボックスを含む)は、「自動販売機設置申込要領」において示す各設置箇所(横幅×奥行き)の範囲内の面積で、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

- ① 「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。
- ② オゾン層破壊防止及び地球温暖化防止冷媒・断熱材発泡剤等に、フロン、代替フロン(HCFC 類、HFC 類)を使用していない機種であること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り)を設置すること。また、設置後も有効期限を確認のうえ、適宜交換を行うこと。なお、設置に当たっては、本PTAの指示に従うこと。
- ② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

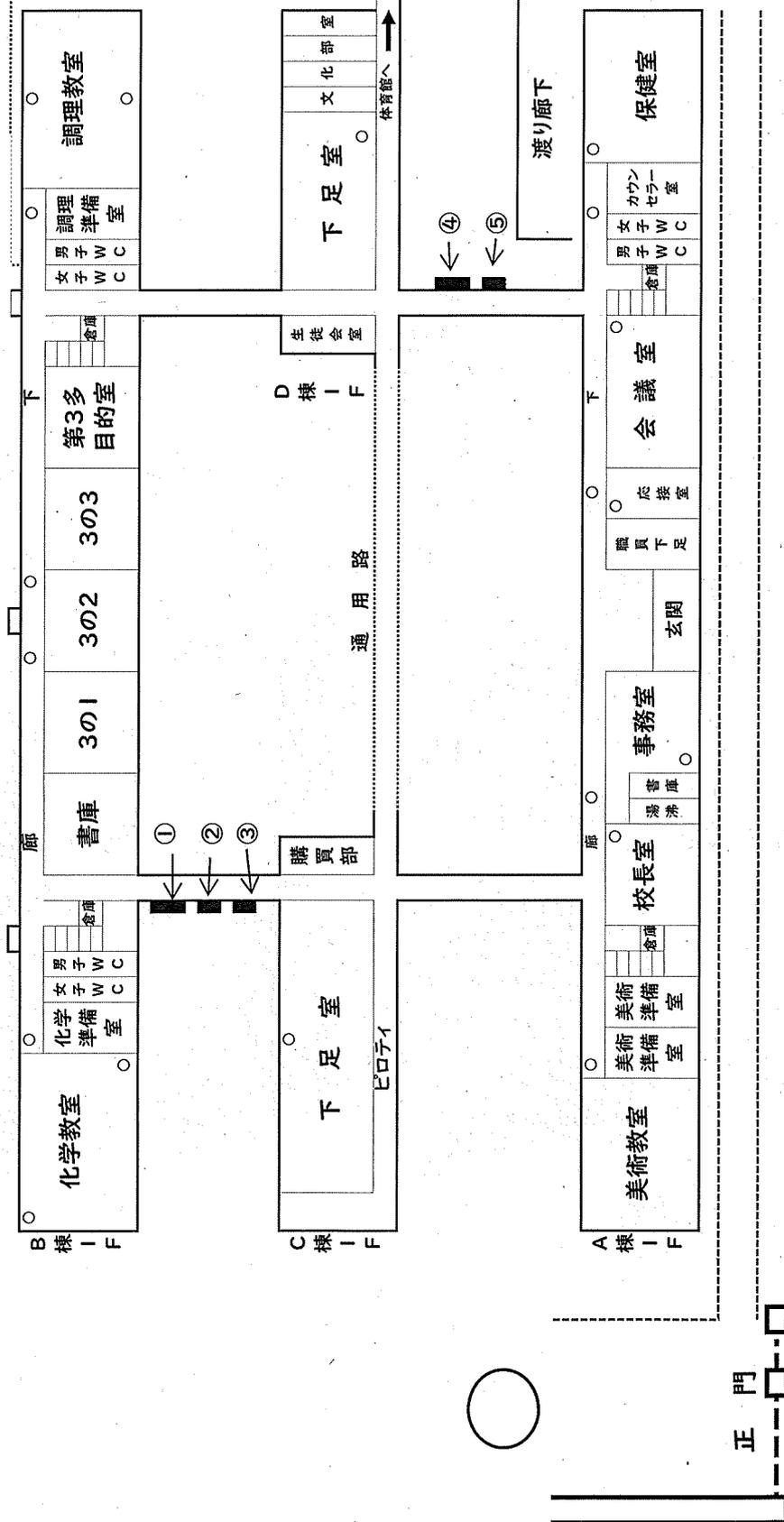
- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機 1 台に 1 個以上の割合で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本PTAの指示に従うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ 本PTAが承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
- ⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(3) 販売商品及び販売価格

- ① 販売商品は、飲料(清涼飲料水、乳飲料等)及び栄養補助食品とし、酒類は販売しないこと。
- ② 販売品目については、事前に本PTA及び学校の承認を得ること。
- ③ 容器は、ペットボトルまたは紙パックの密閉式の容器とすること。(カップ式は不可)
- ④ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

自動販売機設置箇所 (見取り図)

自動販売機及び回収ボックス設置箇所



正門

自動販売機設置申込書

令和 年 月 日

長崎県立長崎北陽台高等学校PTA会長 小岩 麻衣子 様

(申込者)住所又は所在地

氏名又は名称

印

及び代表者名

下記のとおり自動販売機を設置したいので申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 設置を希望する物件

物件 番号	2	3	5
設置 希望			

希望する物件の設置希望欄に○を記入してください。

2 販売予定内容

別紙「自動販売機販売予定内容一覧表」に記入要領・記入例を参考にして記入してください。

3 添付書類（提出する書類に○を付けてください。）

（ ）誓約書（様式第2号）

（ ）商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（コピーで可）

（ ）住民票（コピーで可）

（ ）使用印鑑届（様式第3号）

（ ）長崎県税に関する納税証明書（未納がないことの証明）（コピーで可）

（ ）自動販売機設置等の実績を証明する書類（任意様式）

（ ）設置する自動販売機及び回収箱の寸法のわかるカタログ等（コピーで可）

及び配置予定図（平面図）

4 担当者名等（本PTAから問い合わせ等を行う場合がありますのでご記入ください。）

担当者名

所属部署

電話番号

F A X

電子メール

備考 商業・法人登記簿謄本、住民票、長崎県税に関する証明書は、入札申込日から1月以内に発行されたもの（その写しで可）としてください。

【別紙】

自動販売機販売予定内容一覧表

物件	販売種別	販売予定価格:円	主な販売内容	標準小売価格:円	販売手数料率:%
2					
3					
5					

※記入要領

販売を希望する物件の欄に、販売種別(PET・紙パック・栄養補助食品 等)、販売予定価格毎に主な販売内容、標準小売価格を記入し、販売手数料については物件毎にまとめて、パーセントを記入してください。

【記入例】

物件	販売種別	販売予定価格:円	主な販売内容	標準小売価格:円	販売手数料率:%
1	PET	120	280ml コーヒー飲料	130	20
		130	500ml スポーツドリンク	140	
		140	550ml お茶	150	
		200	カロリーメイト(4本)	210	
		110	SOYJOY	120	

誓 約 書

令和 年 月 日

長崎県立長崎北陽台高等学校PTA会長 小岩 麻衣子 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、長崎県が実施する自動販売機設置申込にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 自動販売機の管理運営について3年以上の実績がありその管理・運営には支障ありません。
- 2 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定する者に該当していません。
- 3 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、一般競争入札への参加を制限される決定を受けたことはありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しません。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しません。
- 6 長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例第9条第1項の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者ではありません。
- 7 長崎県内に本店、支店又は営業所を有しています。(法人の場合のみ)
- 8 自動販売機設置業者募集要領の記載事項を承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について一切の異議、苦情を申し立て致しません。

【関係法令】

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）より一部抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたととき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたととき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたととき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より一部抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）より一部抜粋

（観察処分）

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、3年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- (1) 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- (2) 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- (3) 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- (4) 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

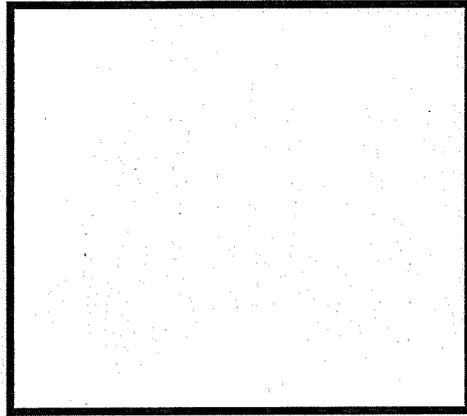
○長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例（平成21年長崎県条例第72号）より一部抜粋

（公表）

第9条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、必要な事項を公表することができる。

第3号様式

使 用 印 鑑 届



弊社(店)が貴 PTA との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け
出ます。

令和 年 月 日

長崎県立長崎北陽台高等学校 PTA 会長 小岩 麻衣子 様

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印

